

医療費控除を受ける方

医療費控除とセルフメディケーション控除のどちらかを選ぶかたちになります。

- ・対象期間：令和3年1月1日から令和3年12月31日に支払った医療費
- ・対象者：本人や生計を一にするご家族

◆医療費控除

対象となるもの：医師または歯科医師による診療または治療の対価 など



～医療費控除額の出し方～

医療費控除額 = 支払った医療費の合計額 - 保険金などで補てんされる金額^{※1} - 10万円^{※2}

(限度額 200 万円)

※1 高額療養費、高額介護合算療養費や生命保険契約などで支給される入院給付金など

※2 合計所得金額が 200 万円未満の人は合計所得の 5 %の金額

◆セルフメディケーション控除

対象となるもの：配置薬またはドラッグストア等で買った一般用医薬品の中で、対象となっている医薬品代（対象の医薬品を買ったレシートに目印がついています）

必要書類：以下のいずれか1つ（領収書は原本。結果通知表は写しでも可）

- ・インフルエンザ、肺炎球菌等の予防接種の領収書
- ・がん検診の領収書または結果通知表
- ・職場で受けた健診の結果通知表
- ・特定健診の結果通知表
- ・人間ドックの領収書または結果通知表

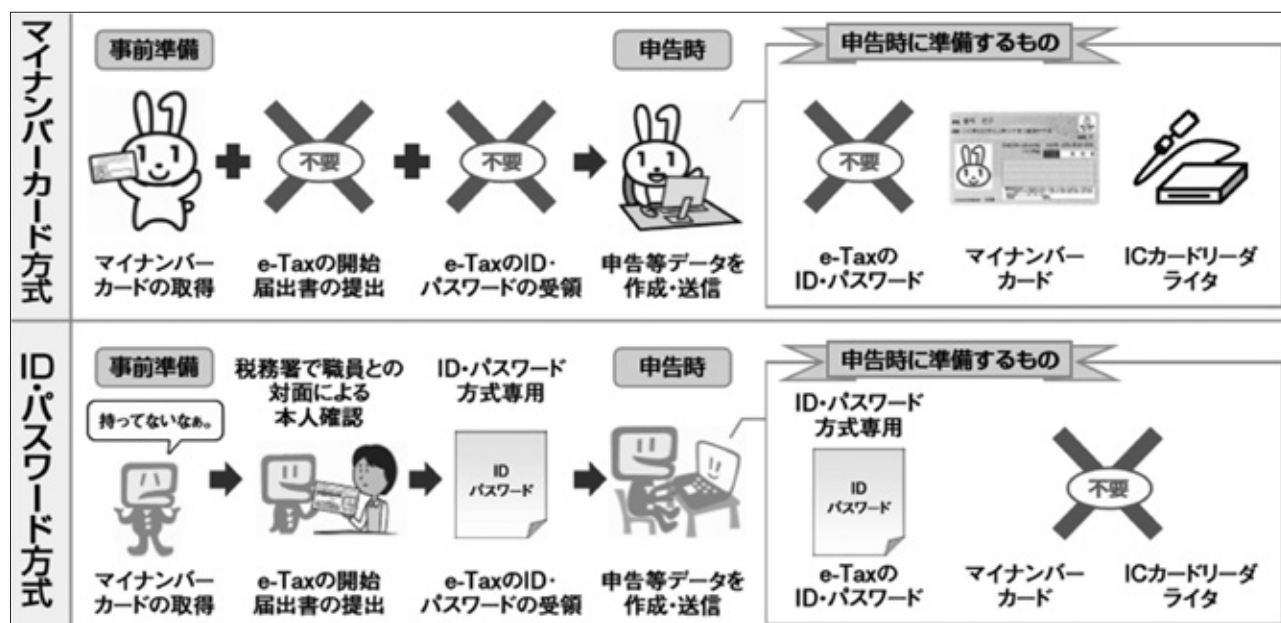
～セルフメディケーション控除額の出し方～

セルフメディケーション控除額＝医薬品の購入金額－12,000円（限度額 88,000 円）

※控除を受ける際は「医療費の明細書」を作成し、添付します。用紙は役場住民課に用意してありますので、ご記入のうえ、確定申告当日にご持参ください。

e-Tax利用の簡便化

国税庁では、個人納税者の方の e-Tax 利用をより便利にするためのシステム改修を実施し、平成 31 年 1 月から以下の 2 つの方式がご利用可能となりました。（詳しくは国税庁HPへ www.nta.go.jp）
マイナンバーカードを取得したい方は、役場住民課お客さま窓口係（32-2500）までご連絡ください。



確定申告に関する問い合わせは、

- ・役場住民課税務係（電話 32-2422）・名寄税務署（電話 01654-2-2157）までご相談ください。